[illegible]
[illegible]十九日十二時[illegible]
十分権利[illegible]
[illegible]
一[illegible]
[illegible]
[illegible]

が要そこ今の神社ノ行政ハ社
ハ規則ノ如キ人ハ法律ニ
規則ノ如キ法律ニ
同事ヲ記ス規則ハ
其間ハント云モセンセンスノ如
ヲ評サル仕組ニ
上滝帝ヲ来ル二ノ三十三人生ニ
制ヲ定規ノ仕事ハ
時トシテ不可思議ナル出来ル
ル其一例ヲ申サハ
寸法書ヲ書ク
日新宗ヲ指定ヲ
小生之ヲ反対ス
ルニ本社ハ立ヲ
国体ニ対スル
ヤウ如ク
カ規則ト云ヲ
ヲ川内カストカ
乗ル日ニ新聞
法右ノ如ク
ニ送ヲ
ヲ如ク
ヲ解ス
ヲ解ス
ヲ解ス

テ勘ナカラス是レ前ニ申シタ如ク
別個ノ論ト神ハ神ト仏ハ仏ト分ケ
上ノ法規ニ為マシタ場合ニハ孫ト分ケ
之ヲ撥去セシ所ノ神仏分離法ヲ乃チモ千ヲト
ノ人間ニ尽ク溢ル法事制度ハ
事別ノ之ヲ之ヲ法事制度ハ
モ之ヲ如ク勘ヘシ或ハ是レ或ハ
規則制定当時ノ時勢ニ適
中ニモノナルヤモ計リ難シ
定リ方果ハ甚タ温厚ノ所ノ
果ハ十分ニ尽シタルヤ
同ノ如ク取ノ捨テ甚タ拙ク
事ニ大陸帝ト仏ト
紀ノ尖ク如ク勢実ニ
いやしくもヤトなれ古
右ハ名ルニ人ハ英国ノ
本体ハ規則ニシテ温厚ノ
ケトハ敬意ニテ
也朱陸ハ相ヘ
テ記所ノ
ハレシト雖モ
雖ノ拙ノ所
テハ支那ノ也朱
都合ノ
対下ニテト
テモ行ハ
ンセシ
ノ如ク
所ハ支那
所ハ支那ノ
ハ支那ノ
ハ支那ノ

例ハ彼ノ書籍ニ詳ナリ
伊ノ如ク一定ノ法ニ拘ラズ
因テ半ニ過ギザルモノ多シ
仏国ニ於テ多キ
者ハ一隅ニモ
乃チ上陸ス
海軍ハ艦隊ヲ以テ
ヲ経ル
移播ノ
モ
者ハ仕事
ニテ海軍ハ
凡ソ一年モ
事ニ
或ハ折角ノ
ニ
ニ
ニ

而して我国は苟安の弊を免れ
ず之れ実に中興の大業を
之れ思ふに足るものあり
土耳古事件は近頃又清国
の土俗偏用の事を生ずるに
至りしが之れ計畫中の故事
問題上に於て一番の事実を
見るべき事なり
大小将来に関し英は其獨立
の特権を有せんと欲し
露は其獨立の希望を有し
及び土国の宿願なり
自然北部の地を
其意を西に於て
之れ陸上の事件
和平の融
四国交力の
意を表するに
其意結の知
未だ和平を
知り得ざるも
ノ中なりと
四国外交社
オミ所の四国
往に亦異の
獨立を
獨逸軍隊
原せざるの
獨逸は
艦隊
以て其地
ヒノルウ地
而して我国は苟安の弊を免れ
之れ実に中興の大業を
之れ思ふに足るものあり
土耳古事件は近頃又清国
の土俗偏用の事を生ずるに
至りしが之れ計畫中の故事
問題上に於て一番の事実を
見るべき事なり
大小将来に関し英は其獨立
の特権を有せんと欲し
露は其獨立の希望を有し
及び土国の宿願なり
自然北部の地を
其意を西に於て
之れ陸上の事件
和平の融
四国交力の
意を表するに
其意結の知
未だ和平を
知り得ざるも
ノ中なりと
四国外交社
オミ所の四国
往に亦異の
獨立を
獨逸軍隊
原せざるの
獨逸は
艦隊
以て其地
ヒノルウ地

獨逸ハ獨逸ニ戻ル
ハ正直ニ
獨逸軍隊ハ
除セラレ
テハ獨逸ハ
艦ハ
以ハ其他ヲ
ヒノルツ地ヲ
計リ又陸軍ハ
逆ヲ置ハシ
シ中ハ
艦ハ
同盟
積ハ
此ハ
軍艦
ハ
迫ケシ
計ヲ
ヒツハヲ
カ
土地ヲ
セシハ
要ヲ
ハ
ツニ
ハ
上ハ
士ヲ
科目ハ
リ日
遣ス

世界ノ帝国ハ軍ヲ
ハ
獨逸軍隊ハ
除セラレ
テハ獨逸ハ
艦ハ
以ハ其他ヲ
ヒノルツ地ヲ
計リ又陸軍ハ
逆ヲ置ハシ
シ中ハ
艦ハ
同盟
積ハ
此ハ
軍艦
ハ
迫ケシ
計ヲ
ヒツハヲ
カ
土地ヲ
セシハ
要ヲ
ハ
ツニ
ハ
上ハ
士ヲ
科目ハ
リ日
遣ス

世界ノ帝国ハ軍ヲ
ハ
獨逸軍隊ハ
除セラレ
テハ獨逸ハ
艦ハ
以ハ其他ヲ
ヒノルツ地ヲ
計リ又陸軍ハ
逆ヲ置ハシ
シ中ハ
艦ハ
同盟
積ハ
此ハ
軍艦
ハ
迫ケシ
計ヲ
ヒツハヲ
カ
土地ヲ
セシハ
要ヲ
ハ
ツニ
ハ
上ハ
士ヲ
科目ハ
リ日
遣ス

山[illegible]安アリトスレモ獨逸
士官ヲ採用シ[illegible]ヒトスルハ又ハ[illegible]
採用ノ陸軍ニ[illegible]ヲ獨逸ニ
リ日常親密トシ[illegible]
遣スベシ[illegible]
シ日英協[illegible]
保[illegible]セラ[illegible]
サン既ニ[illegible]
乘[illegible]
軍[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

十二月二十日

[illegible]

大隈侯閣下

侍史